

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 北広島町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,473	5,876	461	9,810

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	15,223	15,015	207	196	125	22,892	
情報基盤整備事業特別会計	469	465	3	3	6	324	
一般会計等	15,686	15,475	211	200		23,216	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
国民健康保険特別会計	2,497	2,422	75	75	217	—	—	
老人保健特別会計	3,408	3,407	1	1	300	—	—	
介護保険特別会計	2,273	2,243	30	30	286	—	—	
診療所特別会計	181	170	12	12	22	—	—	
水道事業会計	136	128	8	227	10	728	152	法適用
豊平病院事業会計	779	779	0	343	102	1,195	1,067	法適用
簡易水道事業特別会計	579	571	7	7	207	2,716	2,243	
農業集落排水事業特別会計	405	398	7	7	295	3,887	3,568	
電気事業特別会計	55	51	4	4	—	512	0	
下水道事業特別会計	955	940	16	16	425	4,703	4,317	
住宅団地等開発特別会計	20	10	10	18	—	13	—	
公営企業会計等 計				740		13,754	11,348	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(Δ~)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
広島県市町職員退職手当組合	9,407	9,407	0	—	2,291	—	—	
広島県市町公務災害補償組合	87	72	15	15	—	—	—	
芸北広域環境施設組合	936	878	58	58	—	812	532	
山県郡町村税等滞納整理組合	21	20	1	—	—	—	—	
山県西部衛生組合	515	510	5	—	—	735	43	
広島県後期高齢者医療広域連合	1,393	1,221	172	172	2	—	—	
一部事務組合等 計				245		1,547	575	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務残高に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
株式会社北広島プロモーション	2	79	28	—	—	—	—	—	
株式会社南エンドレス	Δ 11	Δ 2	2	5	—	—	—	—	
株式会社北広島町農林建公社	Δ 1	43	5	—	—	—	—	—	
北広島町土地開発公社	Δ 1	9	101	—	—	—	—	—	
(財)とよひらふれあい公園協会	3	50	35	—	—	—	—	—	
株式会社どんぐり村	5	27	10	—	—	—	—	—	
株式会社南さんさん市	3	7	3	2	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			185	7	—	—	—	—	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		478	
減価基金		101	
その他充当可能基金		323	
充当可能基金 計		902	

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.98	2.03	Δ 0.95	Δ 13.37	Δ 20.00	水道事業会計		178.3	
連結実質赤字比率		9.57		Δ 18.37	Δ 40.00	豊平病院事業会計		48.7	
実質公債費比率	22.3	22.2	Δ 0.1	25.0	35.0	簡易水道事業特別会計		8.9	
将来負担比率		235.4		350.0		農業集落排水事業特別会計		11.5	
財政力指数	0.33	0.35	0.02			電気事業特別会計		13.1	
経常収支比率	97.0	99.5	2.5			下水道事業特別会計		11.3	
						住宅団地等開発特別会計		70.3	

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(Δ~)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 Δ20%である(公営競技は0%)。